

○届出時期及び提出部数の一覧

様式	届出事項	届出時期	届出部数
様式第 1	法第 5 条第 1 項 (新たに大規模小売店舗を設置しようとする場合)	新設の 8 ヶ月前	正本 1 部 副本 1 1 部
様式第 2	法第 6 条第 1 項 (法第 5 条第 1 項第 1 号及び同第 2 号の変更の届出)	遅滞なく	正本 1 部 副本 3 部
様式第 3	法第 6 条第 2 項 (法第 5 条第 1 項第 3 号から第 5 号の届出事項の変更の届出)	実施 8 ヶ月前	正本 1 部 副本 1 1 部
	法第 6 条第 2 項 (法第 5 条第 1 項第 6 号の届出事項の変更の届出)	あらかじめ	正本 1 部 副本 1 1 部
様式第 4	法第 6 条第 5 項 (大規模小売店舗を廃止する場合)	あらかじめ	正本 1 部 副本 1 部
様式第 5	法第 8 条第 7 項 (自主的対応策を提出する場合)	新設の 2 ヶ月前	正本 1 部 副本 1 1 部
様式第 6	法第 9 条第 4 項 (勧告に対する変更の届出)	開店前	正本 1 部 副本 1 1 部
様式第 7	法第 1 1 条第 3 項 (地位の承継があった場合)	遅滞なく	正本 1 部 副本 1 部
様式第 8	法附則第 5 条第 1 項・同第 3 項 (法第 5 条第 1 項第 3 号から第 5 号の届出事項の変更の届出)	開店 8 ヶ月前	正本 1 部 副本 1 1 部
	法附則第 5 条第 1 項・同第 3 項 (法第 5 条第 6 号の届出事項の変更の届出)	あらかじめ	正本 1 部 副本 1 1 部

※ ただし、届出の内容によって、必要部数が上記部数を下回る場合がありますので、事前に県の担当者へご相談ください。